

江戸川区人事行政の運営等の状況

職員の任免および職員数に関する状況（18年度）

1 採用の状況

		事務	土木造園	建築	機械	電気	衛生監視	保健師	合計
類		4人	3人	2人	1人	1人	1人	2人	14人
類		6人							6人
経験者	係長級					1人			1人
	主任級				2人	1人			3人
合計		10人	3人	2人	3人	3人	1人	2人	24人

2 退職の状況

定年退職	勸奨退職	普通退職	合計
91人	34人	37人 (2人)	162人 (2人)

(注) ()は死亡退職数で内書きです。

3 昇任選考の状況

(1) 総括係長職昇任選考

選考対象資格及び選考方法

選考対象資格	選考方法
別表の職種の職務に従事する者のうち、平成19年3月末日現在、4級職に7年以上在職し、年齢が42歳以上55歳未満の者	勤務評定

別表	事務系：事務、社会教育 福祉系：福祉、心理 技術系：土木造園、建築、機械、電気、物理、衛生監視、学芸研究、診療放射線、 歯科衛生、理学療法、作業療法、検査技術、栄養士、保健師、看護師
----	--

実施状況

有資格者数	申込者数	受験者数	受験率	合格者数	合格率
149人		149人		16人	10.7%

(2) 係長職昇任選考

受験資格及び選考方法

選考種別	受験資格	選考方法
一般	別表の職種の職務に従事する者のうち、平成19年3月末日現在、主任主事の職に在職する期間が5年以上で、年齢50歳未満の者	筆記考査、勤務評定、面接
長期	別表の職種の職務に従事する者のうち、平成19年3月末日現在、2級職以上の職の在職期間が15年以上で、そのう	自己申告、勤務評定

	ち主任主事の職に在職する期間が7年以上の、年齢50歳以上56歳未満の者	
--	-------------------------------------	--

別表	事務系：事務、社会教育 福祉系：福祉、心理 技術系：土木造園、建築、機械、電気、物理、衛生監視、学芸研究、診療放射線、 歯科衛生、理学療法、作業療法、検査技術、栄養士、保健師、看護師
----	--

実施状況

有資格者数	申込者数	受験者数	受験率	合格者数	合格率
1,022人	259人	248人	95.8%	34人	13.7%

(3) 主任主事昇任選考

受験資格及び選考方法

選考種別	受験資格	選考方法
短期	別表の職種の職務に従事する者で、平成19年3月末日現在、2級職に7年以上在職し、年齢50歳未満の者	勤務評定、筆記
長期A	別表の職種の職務に従事する者で、平成19年3月末日現在、2級職に12年以上在職し、年齢40歳以上56歳未満の者	勤務評定
長期B	別表の職種の職務に従事する者で、平成19年3月末日現在、2級職に5年以上在職し、年齢55歳以上の者	勤務評定

別表	事務系：事務、社会教育 福祉系：福祉、心理 技術系：土木造園、建築、機械、電気、物理、衛生監視、学芸研究、診療放射線、 歯科衛生、理学療法、作業療法、検査技術、栄養士、保健師、看護師
----	--

実施状況

有資格者数	申込者数	受験者数	受験率	合格者数	合格率
422人	297人	291人	69.0%	76人	18.0%

(4) 技能主任職昇任選考

受験資格及び選考方法

	受験資格	選考方法
	別表の職種の職務に従事する者で、平成19年3月末日現在、1級職に19年以上在職し、年齢42歳以上60歳未満とする。	勤務評定、筆記、面接

ただし、技能・については、1級職16年以上、年数の下限は適用しない。

別表	技能系：技能、技能、技能、技能、技能、技能 業務系：事務(業務)、業務
----	--

実施状況

有資格者数	申込者数	受験者数	受験率	合格者数	合格率
374人	235人	235人	62.8%	37人	9.9%

(5) 2級職昇任選考

選考資格及び選考方法

選考資格	選考方法
別表の職種の職務に従事する1級職の職員で、基準日現在、次の表の区分による1級職の在職年数を満たす者	勤務評定

別表	事務系：事務、社会教育 福祉系：福祉、心理 一般技術系：土木造園、建築、機械、電気、衛生監視、学芸研究、 医療技術系：診療放射線、歯科衛生、理学療法、作業療法、検査技術、栄養士、 保健師、看護師
----	---

資格の基礎となる採用区分		1級職の在職年数
類		1年以上
類	短大3卒	2年以上
	短大2卒	3年以上
類	高等学校卒業後1年間の 養成施設等を修了した者	4年以上
	その他	5年以上

実施状況

有資格者数	受験者数	合格者数
31人	31人	28人

4 組織別職員数（各年4月1日現在、単位＝人）

	19年度	18年度	増減数
経営企画部	101	112 (1)	11 (1)
総務部	208 (6)	201 (5)	7 (1)
環境促進事業団	52	55	3
都市開発部	135 (2)	132 (1)	3 (1)
環境部	342 (16)	373 (9)	31 (7)
生活振興部	392 (1)	455 (5)	63 (4)
福祉部	368 (8)	386 (8)	18 (0)
子ども家庭部	999 (15)	1,014 (20)	15 (5)
健康部	263 (2)	219 (1)	44 (1)
土木部	263 (2)	262 (4)	1 (2)
会計室	19	19	0
教育委員会事務局	859 (30)	914 (24)	55 (6)
監査委員事務局	7	7	0
選挙管理委員会事務局	10	9	1
区議会事務局	15	15	0
合計	4,033 (82)	4,173 (78)	140 (4)

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数であり、環境促進事業団などへの派遣職員を含みます。ただし、臨時職員を除きます。

2 ()内は、再任用短時間勤務職員の数で、職員数に含まれていません。

5 人事交流の状況

東京都及び特別区間人事交流については、次のとおりです。

	職 種	転入者数	転出者数
幹部	事 務	1人	1人
	医 師	1人	0人
一般	事 務	0人	1人
	医 師	0人	2人
	児童指導	1人	1人

職員の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算、単位 = 千円)

区 分	住民基本台帳人口	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率 (B / A)	(参考) 17年度の人件費率
18年度	644,039人 (19年4月1日現在)	209,227,484	6,338,853	40,417,712	19.3%	20.4%

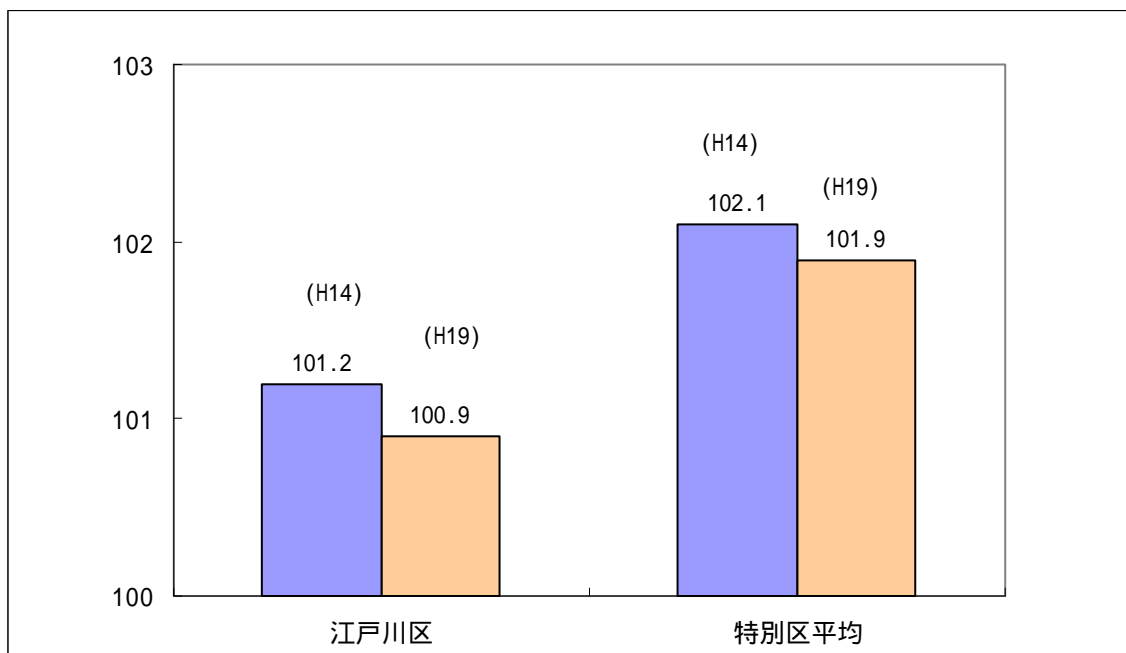
(注) 人件費には、特別職の報酬、環境促進事業団などへの派遣職員の給与を含みます。なお、17年度の人件費には、公社・都から派遣された清掃事業などに従事する職員の給与も含まれます。

(2) 職員給与費の状況(普通会計予算、単位 = 千円)

区 分	職員数 (A)	給 与 費				一人あたり給 与費(B / A)	(参考)特別区 平均一人あた り給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
19年度	3,879人 (82)	16,470,731	4,869,098	7,254,465	28,594,294	7,372	7,161

- (注) 1 給与費は、当初予算に計上された額です。
 2 職員数には、環境促進事業団などへの派遣職員を含みます。
 3 職員手当には、退職手当は含みません。
 4 ()内は、再任用短時間勤務職員の数で、職員数に含まれていません。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

(4) 給与改定の状況（平成19年度における特別区人事委員会の勧告内容）
月例給

区分	人事委員会の勧告				(参考) 国の改定率
	民間給与 (A)	公務員給与 (B)	較差 (A) - (B)	勧告 (改定率)	
19年度	434,600円	434,562円	38円 (0.01%)	0.00%	0.35%

- (注) 1 民間給与、公務員給与は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。
2 民間給与、公務員給与ともに本年度の新規採用者は含まれていません。

特別給

区分	人事委員会の勧告					(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合(A)	公務員の支 給月数(B)	較差 (A) - (B)	勧告 (改定月数)	年間支給月数	
19年度	4.52月	4.45月	0.07月	0.05月	4.50月	4.50月

- (注) 1 民間の支給割合は、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、公務員の支給月数は、期末手当および勤勉手当の年間支給月数です。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

- (1) 職員の平均年齢・平均給料月額および平均給与月額の状況(19年4月1日現在)
一般行政職

	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
江戸川区	43歳2月	348,882円	489,132円	408,545円
都	43歳7月	357,414円	473,427円	427,275円
国	40歳7月	325,724円		383,541円

- (注) 1 一般行政職とは、一般事務・社会教育の事務系、保育士・児童指導などの福祉系および土木・建築などの一般技術系の職務に従事する職員です。
2 給料とは、給料表に定められている金額をいい、民間の基本給に相当します。
3 給与とは、給料に扶養手当・住居手当などの手当を加えたものです。
4 平均給与月額(国ベース)は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当などの手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

技能職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
江戸川区	46歳10ヶ月	1,015人	322,363円	423,222円	381,028円
うち学校給食員	46歳10ヶ月	225人	306,157円	379,675円	358,414円
うち自動車運転手	50歳4ヶ月	6人	358,933円	460,900円	431,833円
うち守衛	56歳4ヶ月	17人	365,282円	510,694円	429,347円
うち清掃職員	43歳8ヶ月	277人	342,690円	474,332円	413,064円
うち用務員	48歳5ヶ月	344人	317,608円	412,920円	373,873円
都	47歳0ヶ月	2,167人	330,732円	429,065円	394,189円
国	48歳8ヶ月	5,193人	287,094円		320,514円

民 間			参 考
対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A / B
調理師	37歳8ヶ月	302,500円	1.26
自家用乗用自動車運転者	58歳0ヶ月	342,800円	1.34
守衛	60歳8ヶ月	316,900円	1.61
廃棄物処理業従業員	43歳4ヶ月	299,800円	1.58
用務員	53歳11ヶ月	227,200円	1.82

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C / D
江戸川区			
うち学校給食員	6,092,565円	4,167,200円	1.46
うち自動車運転手	7,417,090円	4,696,700円	1.58
うち守衛	7,938,222円	4,555,400円	1.74
うち清掃職員	7,493,190円	4,192,600円	1.79
うち用務員	6,583,621円	3,284,300円	2.00

- (注) 1 民間データは厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査」において公表されているもので、数値は、いずれの職種も平成16年～平成18年の3ヶ年平均です。
- 2 技能職の職種と民間の職種などの比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態などの点において完全に一致しているものではありません。
- 3 年収ベースの公務員(C)および民間(D)のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

教育職

	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
江戸川区	47歳2ヶ月	406,772円	517,059円

(2) 職員の初任給の状況(19年4月1日現在)

区 分		江戸川区	国
		初 任 給	初 任 給
一般行政職	類(大卒程度)	179,200 円	種 179,200 円 種 170,200 円
	類(高卒程度)	143,000 円	138,400 円
技 能 職		143,000 円	
教 育 職	大学卒	195,600 円	
	短大卒	178,100 円	

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(19年4月1日現在)

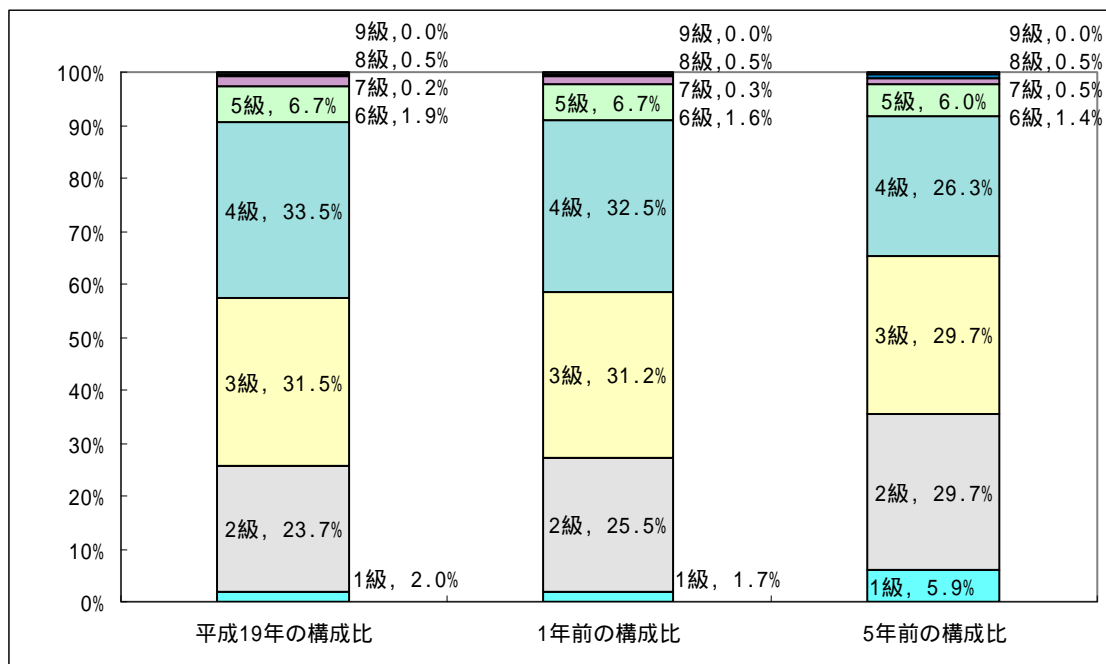
区 分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	大学卒	285,850 円	336,025 円	379,208 円
	高校卒	226,433 円	280,117 円	328,356 円
技 能 職	高校卒	229,190 円	273,343 円	321,203 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(19年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
9 級	重要業務所掌部長	0 人	0.0%
8 級	部 長	14 人	0.5%
7 級	統 括 課 長	5 人	0.2%
6 級	課 長	51 人	1.9%
5 級	総 括 係 長	182 人	6.7%
4 級	係 長	908 人	33.5%
3 級	主 任 主 事	855 人	31.5%
2 級	主 事	642 人	23.7%
1 級	主 事	54 人	2.0%

(注) 1 江戸川区の給与条例に基づく給料表の級別区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な役職名です。



(注) は、旧1級、旧2級の合計となっています。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

区 分		合 計
18 年 度	職 員 数 (A)	3,942 人
	昇給区分が「極めて良好」または「特に良好」により昇給した職員数(B)	711 人
	比 率 (B / A)	18.0%
17 年 度	職 員 数 (A)	4,011 人
	普通昇給期間(12月~24月)を短縮して昇給した職員数(B)	1,242 人
	比 率 (B / A)	31.0%

(注) 18年度の昇給制度改正により、「極めて良好」は8号、「特に良好」は6号の昇給幅となりました(良好は4号)。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

江戸川区		国	
1人あたり平均支給額(18年度) 1,749千円			
(18年度支給割合) 期末手当 3.5月分 (1.85月分)		(18年度支給割合) 期末手当 3.0月分 (1.6月分)	
期末手当 0.95月分 (0.5月分)		勤勉手当 1.45月分 (0.75月分)	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級などによる加算措置 ・職務加算 5~20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級などによる加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	

(注) 1 勧告前の数字です。

2 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当(平成19年4月1日現在)

江戸川区			国		
支給率	自己都合	勸奨・定年	支給率	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	24.25月	35.0月	勤続20年	23.5月	30.55月
勤続25年	32.5月	45.5月	勤続25年	33.5月	41.34月
勤続30年	49.75月	59.2月	勤続30年	47.5月	59.28月
最高限度額	50.0月	59.2月	最高限度額	59.28月	59.28月
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
1人あたり平均支給年額	5,388千円	23,957千円	1人あたり平均支給年額		

(注) 退職手当の一人あたり平均支給額は、18年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当(平成19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)			2,033,768千円
支給職員1人あたり平均支給年額(18年度決算)			504,282円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
江戸川区	13%	4,033人	地域区分により18%~0% ただし経過措置中につき14%~0%

(注) 地域手当とは、民間における賃金や物価などに関する事情を考慮して支給される手当です。

(4) 特殊勤務手当(19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)		80,894千円	
受給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)		147,712円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(18年度)		13.8%	
手当の種類(手当数)		6	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
特定危険現場作業手当	工事の監督又は検査の業務に従事する職員	地上十メートル以上の足場の不安定な箇所で工事監督又は検査業務に従事	1日につき400円を越えない範囲内
	昇降機の検査業務に従事する職員	乗用貨物用昇降機、エスカレーター又は小荷物専用昇降機の検査業務に従事	1台につき400円を越えない範囲内
福祉訪問等業務手当	福祉に関する事務所、福祉部介護保険課、障害者福祉課、子ども家庭部保育課に勤務する訪問員、指導員等	生活保護法、身体障害者福祉法、児童福祉法、知的障害者福祉法及び老人福祉法に定める業務を行うための家庭訪問や面接、母子及び寡婦福祉法若しくは売春防止法に定める相談業務に従事	1日につき450円を越えない範囲内
感染症接触手当	保健所その他の施設に勤務する職員	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する一類感染症及び二類感染症の患者(準ずるもの)に接触する業務に従事	1日につき660円を越えない範囲内
有害薬物取扱手当	保健所に勤務する職員	規則で定める有害な薬物を使用し、又はガスとして発生させ、試験、研究、検査又は作業業務に従事	1日につき200円を越えない範囲内
心身障害者授産施設等業務手当	心身障害者授産施設に勤務する職員	授産指導又は生活指導の業務に従事	1日につき230円を越えない範囲内
	心身障害者(児)更生施設に勤務する職員	通所者の指導等の業務に従事	
清掃業務手当	清掃事務所に勤務する職員	廃棄物の処理を直接行う業務又はこれに密接に関連する業務に従事	1日につき700円を越えない範囲内
		前項の職員が廃棄物の収集作業又は自動車による運搬作業の業務に従事	1日につき300円を越えない範囲内

(注) 18年度から土・日曜日等勤務手当を含め、6手当を廃止しました。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(18年度決算)	1,194,476千円
職員1人あたり支給年額(18年度決算)	296千円
支給実績(17年度決算)	1,309,668千円
職員1人あたり支給年額(17年度決算)	314千円

(6) その他の手当(平成19年4月1日現在)

手当名	江戸川区		国		支給実績 (18年度決算)	支給職員1人あ たり平均支給年 額(18年度決算)
扶養手当	配偶者	13,700円	配偶者	13,000円	310,213千円	187,439円
	配偶者を欠く第一子	13,700円	配偶者を欠く第一子	11,000円		
	配偶者以外の扶養	5,500円	配偶者以外の扶養	6,000円		
	親族のうち二人まで		親族のうち二人まで			
	その他の扶養親族	5,500円	その他の扶養親族	6,000円		
	16~22歳の子の加算	4,000円	16~22歳の子の加算	5,000円		
住居手当	扶養親族を有する者	8,800円	自己所有住宅	2,500円	246,633千円	99,972円
	扶養親族を有しない者	8,300円	賃貸住宅	27,000円限度		
通勤手当	交通機関利用者	原則6ヶ月定期券額を 支給(55,000円限度)	交通機関利用者	原則6ヶ月定期券額を 支給55,000円限度	437,000千円	128,756円
	交通用具使用者	通勤距離に応じて支給	交通用具使用者	通勤距離に応じて支給		

5 特別職の報酬等の状況(平成19年4月1日現在)

		給料月額等		(参考 類似団体における最高/最低額)
給料	区長	1,096,200円	1,174,000円/1,017,000円	
	副区長	835,050円	941,000円/829,800円	
報酬	議長	956,000円	956,000円/882,000円	
	副議長	807,000円	815,000円/755,000円	
	議員	621,100円	623,000円/588,200円	
期末手当	区長	(19年度支給割合)		(18年度支給割合)
	副区長	6月期	1.65月	1.65月
	議長	12月期	1.65月	1.65月
	副議長	3月期	0.25月	0.25月
	議員	計	3.55月	3.55月
退職手当		算定方式	1期の手当額	支給時期
	区長	1,218,000円×500/100×4年	24,360,000円	任期満了時
	副区長	879,000円×340/100×4年	11,954,400円	

(注)1 区の財政状況を鑑み、支給額(給料月額)を削減しています。

13年1月1日から 区長(10%)・副区長(5%)

2 退職手当の1期の手当額は、4月1日現在の給料月額および支給率に基づき、1期(4年)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在、単位=人)

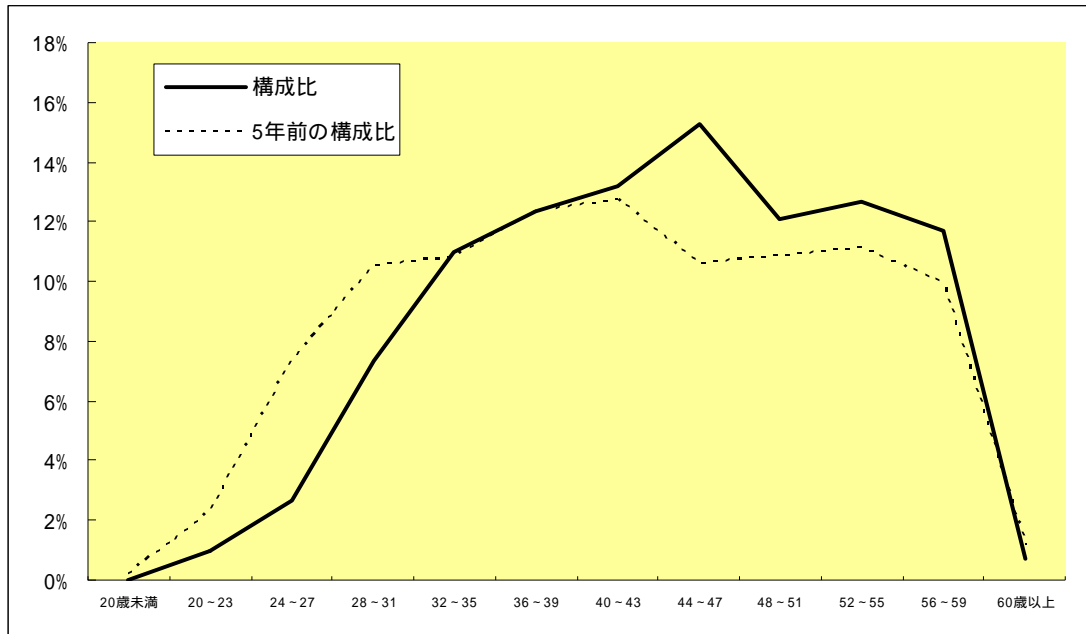
区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		19年度	18年度		
一般行政部門	議 会	15	15	0	
	総 務	526	555	29	事務の統廃合・縮小など
	税 務	109	105	4	業務増
	民 生	1,478	1,526	48	事務の統廃合・縮小など
	衛 生	556	574	18	〃
	労 働	10	12	2	〃
	農林水産	7	7	0	
	商 工	19	19	0	
	土 木	438	447	9	事務の統廃合・縮小など
	小 計	3,158 (50)	3,260 (53)	102 (3)	
特別行政部門	教 育	721 (30)	777 (24)	56 (6)	事務の民間委託など
普通会計 計		3,879 (80)	4,037 (77)	158 (3)	
公営企業等 会計部門	そのほか	154 (2)	136 (1)	18 (1)	業務増など
合 計		4,033 (82)	4,173 (78)	140 (4)	

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数であり、環境促進事業団などへの派遣職員を含みます。ただし、臨時職員を除きます。

2 ()内は、再任用短時間勤務職員の数で、職員数に含まれていません。

3 公営企業等会計部門とは、国民健康保険事業や介護保険事業などです。

(2)年齢別職員構成の状況(19年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数(人)	1	40	108	297	443	497	532	616	487	510	473	29	4,033

職員の勤務時間そのほかの勤務条件の状況（18年度）

1 正規の勤務時間

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休息時間
40時間	午前8時30分	午後5時15分	正午から午後0時45分まで	午後0時45分から午後1時まで 午後3時から午後3時15分まで

2 勤務時間の弾力的措置

昼休み時間帯に来客が多い職場を中心に、職員間で昼休み時間帯をずらす交替勤務制度を実施しています。

<代表的な例> 区民課、各事務所、課税課、納税課、国民健康保険課、生活援護第一課・第二課、各図書館など

3 週休日および休日

種別	意義
週休日	労働基準法第35条の休日にあたるもので、正規の勤務時間が割り振られておらず、職員に勤務する義務が課せられていない日
休日	正規の勤務時間は割り振られているが、特に勤務を命ぜられる場合を除き、勤務することを要しない次に掲げる日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 年末年始の休日(12月29日から1月3日) 国の行事の行われる日で、人事委員会の承認を得て、区規則で定める日

4 休暇制度

(1) 制度概要

種類	意義	日数など
年次有給休暇	職員の心身の疲労を回復させ、労働力の維持向上を図ることを目的として与えられる休暇	1年(暦年)について20日 (ただし、新規採用職員と再任用短時間勤務職員を除く)
病気休暇	職員が疾病又は負傷のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇	療養のための必要最小限度の期間(原則として、日を単位)
公民権行使等休暇	職員が公民としての権利の行使又は公の職務の執行を行うための休暇	必要と認められる時間
妊娠出産休暇	出産の前後における女性職員の母体保護のため、労働基準法第65条に規定する産前産後の休養として与える休暇	妊娠中及び出産後の引き続く16週間以内(多胎妊娠の場合は、24週間)
妊娠初期休暇	妊娠初期の女性職員が、妊娠に起因する障害のために勤務することが困難な場合における休暇	引き続く7日以内の範囲において日を単位で1回に限る

母子保健健診休暇	妊娠中又は出産後の女性職員が母子保健法の規定に基づく医師、助産師又は保健師の健康診査又は保健指導を受けるための休暇	健康診査又は保健指導を受けるために、必要と認められる時間
妊婦通勤時間	妊娠中の女性職員の健康維持及びその胎児の健全な発達を阻害するおそれがあるときに、交通混雑を避けるための休暇	勤務時間の始め又は終わりにそれぞれ30分又は1日60分以内で、必要と認められる時間
育児時間	生後1年3月に達しない生児を育てる職員に対して、保育のために休憩時間及び休息時間とは別に勤務時間中に与えられる休暇	1日2回それぞれ45分を原則(1回の最低承認単位は30分)
出産支援休暇	男性職員がその配偶者の出産にあたり、子の養育その他家事等を行うための休暇	出産の前後を通じ、日を単位として2日以内
生理休暇	生理日の勤務が著しく困難な場合の休養として与える休暇	職員が請求した日数
慶弔休暇	職員が結婚する場合、職員の親族が死亡した場合その他の勤務しないことが相当と認められる場合の休暇	結婚休暇：引き続く7日以内 忌引き：親族によって異なる日数
災害休暇	職員の現住居が地震、水害、火災その他の自然災害により滅失し、又は損壊したことにより、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇	日を単位として7日以内
夏季休暇	夏季の期間(7/1～9/30)において、職員が心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため、勤務しないことが相当と認められる場合の休暇	原則として、日を単位として5日以内
ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行うため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇	1年(暦年)において5日の範囲内で必要と認められる期間
リフレッシュ休暇	職業生活における一定の時期に心身の活力を回復及び増進し、又は自己啓発に努めることにより、公務能率の向上に資するため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇	日を単位として引き続く3日以内(満53歳) 日を単位として引き続く2日以内(満43歳)
子の看護のための休暇	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、看護のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇	1年(暦年)につき、日を単位として5日以内

介 護 休 暇	配偶者又は父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当と認められる場合の休暇	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間
---------	---	--

(2) 年次有給休暇の取得状況(18年1月～12月)

平均取得日数	取得率
14.1日	36.8%

(3) 病気休暇の取得状況

取得者数
229人

(4) 介護休暇の取得状況

取得者数
8人

(5) 育児休業の取得状況

18年度の新規取得者数			前年度からの継続取得者数		
男	女	合計	男	女	合計
0人	66人	66人	0人	61人	61人

職員の懲戒および分限処分(病気休職など)の状況(18年度)

1 職員の懲戒処分の状況

懲戒とは、職員に法令違反などの一定の義務違反があった場合になされる処分で、職員の道義的責任を問うことにより、地方公共団体における規律と公務遂行の秩序を維持することを目的としている。

懲戒処分者数

免職	停職	減給	戒告	合計
1人	3人	2人	1人	7人

2 職員の分限処分(病気休職など)の状況

分限とは、職員が一定の事由によってその職務を十分に果たすことができない場合などに、公務能率の維持と向上を図ることを目的とした処分である。

分限処分者数

免職	降任	休職	降給	合計
0人	0人	42人	0人	42人

職員のサービスの状況（18年度）

1 サービスの基準

地方公務員法第30条は、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と定めている。これは、公僕としての職員のサービスの根本基準を明らかにしたものであり、憲法第15条第2項が「すべての公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。」と規定しているところを受けたものである。

2 種類

区 分	内 容
服 務 の 宣 誓	特定の人が地方公務員になるにあたっては、誠実かつ公正に職務を執行することを住民全体に対して誓わなければならない。
法令及び上司の命令に従う義務	職員は、その職務を遂行するにあたって、法令、条例等に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。
職務に専念する義務	職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。
信用失墜行為の禁止	職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならないとされている。
秘密を守る義務	職員は、在職中であると退職後であるとを問わず、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
政治的行為の制限	職員は、特定の政治的行為について、これを行うことを禁止されている。
争議行為等の禁止	職員は、使用者たる住民に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をすること、また、地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をすることを禁止されている。
営利企業等の従事制限	職員は、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員になるとき、自ら営利を目的とする私企業を営むとき、又は報酬を得て何らかの事業若しくは事務に従事するときは、任命権者の許可を受けなければならない。

3 職員の兼業許可の状況

件 数
74件（74人）

主に勤務時間内・外において、外部機関の要請により報酬を得て講演を行う場合などです。

職員の研修および勤務成績の評定の状況（18年度）

1 研修の状況

区 分	回数	人数
新任研修	1	24
職層研修	8	273
接遇研修	7	148
実務研修	2	122
特別研修	16	2,624
派遣研修	330	1,600
職場研修等	23	1,834
合 計	387	6,625

2 勤務成績の評定

(1) 一般職員

職務内容について、客観的かつ継続的に勤務実績を把握することにより、職員の指導および監督の有効な指針として活用するため、定期評定や目的別に評定を実施しています。

(2) 管理職員

職務の困難度や責任の度合いを総合的に判断し、定期評定を実施しています。なお、評定結果は、翌年度の勤勉手当に反映しています。

(注) 19年1月から能力・成果等に基づく新たな評定制度を実施しています。

< 勤勉手当の成績率 >

勤務評定の5段階相対評価	成績率の段階	各段階の割合
5	最上位	1050/1000
4	上 位	1025/1000
3	中 位	1000/1000
2	下 位	975/1000
1	最下位	950/1000

職員の福利厚生制度

1 福利厚生制度の概要

職員の福利厚生については、地方公務員法、地方公務員等共済組合法に基づいて実施しています。

2 東京都職員共済組合

職員の納付する掛金と地方公共団体の支出する負担金を財源として職員の病気・負傷・休業・退職などに関して、短期給付および長期給付事業を行っています。

事業名	内容
短期給付事業	<p>この事業は、健康保険に該当するもので「法定給付」と「附加給付」等があります。法定給付は、法律で給付の種類や内容が定められたもので、どの地方公務員共済組合でも同じ給付内容ですが、附加給付等は、法令の定める基準に従って、財政事情などを考慮しながら、各共済組合の定款で定めて実施しているものです。</p> <p><内容></p> <p>組合員とその被扶養者の病気、負傷、出産又は死亡に関する給付 組合員の休業に関する給付 組合員とその被扶養者の災害に関する給付</p>
長期給付事業	<p>この事業は、組合員等を対象としている他の二つの事業とは異なり、組合員が退職（又は死亡）した後に給付の対象となります。永年勤続した後に退職したときや在職中の傷病がもとで心身に障害が生じて退職したとき、又は死亡したときに、退職後の生活やあとに残された家族（遺族）の生活の安定を図るため、年金などの支給を行っています。</p> <p>退職共済年金 60歳から受けられる別個の給付による退職共済年金と、65歳から受ける本来の退職共済年金があります。（昭和24年4月1日生まれまでは、64歳から特例による支給）</p> <p>障害共済年金 組合員である期間に初診日の属する傷病により、一定の障害状態になったときに支給</p> <p>障害一時金 組合員である期間に初診日の属する公務外の傷病により退職した場合で、障害共済年金に該当しない程度の一定の障害状態にあるとき支給</p> <p>遺族共済年金 組合員が死亡したときに、その遺族（配偶者、子、父母、孫及び祖父母）に支給</p>
福祉事業	<p>この事業は、短期、長期の給付事業以外に、組合員とその家族がより健康で豊かに生活できるような事業を行うものですが、（財）東京都福利厚生事業団など他の団体で実施している事業も考慮して、都共済では、人間ドッグなどの保健事業、病院運営などの医療事業、保養施設運営の保養事業、「アジュール竹芝」運営の会館事業、それに住宅資金貸付などの貸付事業を行っています。</p>

3 特別区職員互助組合

23区全体の職員数のスケールメリットを活かして、各区の職員の互助事業を行っています。事業としては、相談事業・保険事業などがあります。必要な経費については、職員が負担する会費により運営されます。

事業名	内 容
保 険 関 係 事 業	団体契約保険(生命保険・損害保険・積立年金保険)、団体取扱保険等
ライフプラン事業	ライフプランセミナー等
相 談 事 業	職員相談室
会 員 制 宿 泊 施 設	宿泊施設・スポーツ施設
生活支援・リフレッシュ事業	住宅ローン等 指定店 割引施設・チケットの割引・パッケージツアーの割引

4 江戸川区職員厚生会

職員の相互扶助・親睦などの事業を行っています。必要な経費については、職員が負担する会費で運営されています。

事業名	内 容
給 付 事 業	結婚祝金、出産祝金、就学祝金、義務教育終了祝金、退会記念品・弔慰金、災害見舞金、傷病見舞金 永年会員記念品・入会10年記念品は18年度から廃止
貸 付 事 業	生計資金貸付金、住宅資金貸付金
助 成 事 業	人間ドッグ利用助成、宿泊施設利用助成金、元気・回復支援助成、クラブ助成、各種大会助成等

職員の健康管理および制服の貸与

職員の健康管理については、労働安全衛生法などに基づいて健康診断を実施しています。また、サービス向上などのために、制服を貸与しています。

1 職員の健康診断の状況（18年度）

種 別	受診者数
定期健康診断	4,776 人

2 公務災害の状況（18年度）

内 容	認定件数
公務災害	58
通勤災害	11

3 制服の貸与状況（18年度）

種 別	種 類
事務服系	2
作業着系	30
清掃職員安全着	9

特別区人事委員会の業務状況の報告

特別区職員の給与・任用などについて、客観性や公平性を保つために特別区人事委員会が設置されています。この人事委員会の事業などについて公表します。

職員の競争試験および選考の状況（18年度）

1 採用試験など

(1) 受験資格など

試験区分	職 種	国籍要件	年 齢	資格・免許	そのほか
類	事 務	有	22 歳以上 28 歳未満		<ul style="list-style-type: none"> ・活字印刷文による出題に対応できる人。ただし、事務については点字による出題に対応できる人も受験できる ・22 歳未満で学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した人、または、これと同等の資格があると人事委員会が認める人
	土木造園(土木)				
	建 築				
	機 械				
	電 気	無	22 歳以上 30 歳未満	社会福祉士、児童指導員または保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている者 食品衛生監視員及び環境衛生監視員	
	福 祉				
	衛生監視(衛生)	有			
衛生監視(化学)					
保 健 師	無	22 歳以上 40 歳未満	保健師		
類	事 務	有	18 歳以上 22 歳未満		活字印刷文による出題に対応できる人
身障	事 務	有	18 歳以上 28 歳未満		<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の交付を受けている人 ・特別区の区域内に住所を有する人 ・自力通勤ができ、かつ介護者なしに職務遂行が可能な人 ・通常の勤務時間に対応できる人 ・活字印刷文による出題に対応できる人

「身体障害者を対象とする採用選考」の略です。

(2) 日程

区 分	類	類	身障選考
告 示	3月24日	6月13日	8月10日
第1次試験 (筆記)	5月7日	9月10日	10月15日
第1次試験合格発表	6月16日	10月16日	11月6日
第2次試験 (面接)	7月3日 ~7月21日	10月24日 ・25日	11月15日 ・28日
最終合格発表	8月4日	11月9日	12月7日

(3) 特別区職員採用試験実施状況

試験 区分	職種 (採用区分)	採用予定 数(人)	申込者数 (人)	受験者数 (人)	受験率 (%)	第1次合格 者数(人)	第2次受験 者数(人)	最終合格 者数(人)	倍率 (倍)
類	事 務	490	7,789	5,972	76.7	1,279	1,187	758	7.9
	土木造園 (土木)	50	383	266	69.5	209	194	138	1.9
	土木造園 (造園)								
	建 築	42	183	153	83.6	123	115	75	2.0
	機 械	11	88	68	77.3	30	28	18	3.8
	電 気	9	111	69	62.2	37	33	20	3.5
	福 祉	3	213	153	71.8	10	10	5	30.6
	衛生監視 (衛生)	23	158	111	70.3	59	57	38	2.9
	衛生監視 (化学)	5	146	97	66.4	28	25	16	6.1
	保健師	34	440	373	84.8	107	104	69	5.4
小 計	667	9,511	7,262	76.4	1,882	1,753	1,137	6.4	
類	事 務	120	1,472	1,081	73.4	464	430	252	4.3
身 障	事 務	18	70	67	95.7	42	41	18	3.7
合 計		805	11,053	8,410	76.1	2,388	2,224	1,407	6.0

2 採用選考等

18年度に人事委員会が実施した江戸川区の採用選考等の実施状況は次のとおりである。
指導室長・医師

区 分	合格者数
指 導 室 長	1 人
医師(課長級以上)	1 人
計	2 人

3 管理職選考

(1) 受験資格及び選考方法

類(受験資格) 要綱で定める職種の職務に従事する人のうち、平成19年3月末日現在、年齢55歳未満で、主任主事以上の在職期間が6年以上の人

(選考方法) 筆記考査(択一・記述・論文)、勤務評定、口頭試問、適性評定(技術のみ)

類(受験資格) 要綱で定める職種の職務に従事する人のうち、平成19年3月末日現在、年齢47歳以上56歳未満で、総括係長の在職期間が1年以上の人

(選考方法) 筆記考査(論文)、勤務評定、口頭試問

(2) 実施状況(23区・特別区人事厚生事務組合・特別区競馬組合の合計)

(単位:人、%)

		有資格数	申込者数	申込率	受験者数	受験率	口頭試問 進出者数	口頭試問 進出率	合格数	合格率
		A	B	B/A	C	C/B	D	D/C	E	E/C
類	事務	19,137	797	4.2	519	65.1	186	35.8	81	15.6
	技術	783	90	11.5	58	64.4	11	19.0	7	12.1
	技術	529	67	12.7	39	58.2	12	30.8	8	20.5
	技術	1,407	43	3.1	34	79.1	8	23.5	5	14.7
	技術計	2,719	200	7.4	131	65.5	31	23.7	20	15.3
	計	21,856	997	4.6	650	65.2	217	33.4	101	15.5
類	事務	1,052	209	19.9	169	80.9	113	66.9	49	29.0
	技術	230	40	17.4	27	67.5	7	25.9	7	25.9
	計	1,282	249	19.4	196	78.7	120	61.2	56	28.6
合計		23,138	1,246	5.4	846	67.9	337	39.8	157	18.6

4 特例転職選考

(1) 受験資格及び選考方法

(受験資格) 日本国籍を有し、平成 19 年 3 月末日現在、年齢満 55 歳未満で、「一般業務」の職務に従事する人又は、技能系職種に在職し、専ら事務の業務に従事していると任命権者が認める人

(選考方法) 筆記考査(択一・作文)、勤務評定

(2) 実施状況(23 区・特別区競馬組合の合計)

(単位:人、%)

種別	職種	職務	有資格者数	申込者数	申込率	受験者数	受験率	合格者数	合格率	
			A	B	B/A	C	C/B	E	E/C	
業務系	業務	一般業務	99	29	29.3	25	86.2	14	56.0	
技能系 (異種職務従事者)	技能	自動車運転	5	4	80.0	4	100.0	3	75.0	
		ボイラー技士	0	-	-	-	-	-	-	
		介護指導	150	95	63.3	75	78.9	51	68.0	
	技能	電話交換	6	2	33.3	1	50.0	0	0.0	
		警備	13	3	23.1	3	100.0	2	66.7	
		一般技能	1	1	100.0	1	100.0	1	100.0	
		作業	29	17	58.6	11	64.7	6	54.5	
	技能	調理	13	9	69.2	9	100.0	7	77.8	
		用務	50	39	78.0	36	92.3	29	80.6	
		学童擁護	0	-	-	-	-	-	-	
		環境技能	1	0	0.0	-	-	-	-	
	技能	作業	63	42	66.7	39	92.9	22	56.4	
	技能	家庭奉仕	20	9	45.0	7	77.8	3	42.9	
	技能系計			351	221	63.0	186	84.2	124	66.7
	合計			450	250	55.6	211	84.4	138	65.4

(注) 技能 及び技能 は有資格者なし

給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告および勧告の状況

平成 18 年 10 月 12 日、23 区の各区議会議長及び区長に対し、一般職の特別区職員の給与等について報告及び勧告を行った。

その概要は次のとおりである。

1 本年のポイント

- (1) 民間との給与較差がマイナス較差(0.41%)のため、給料表及び配偶者に係る扶養手当を引下げ(2年連続)
 - ・ 期末手当・勤勉手当(ボーナス)は、改定なし
- (2) 地域手当の支給割合を18%に改定し、本格導入。但し、当分の間、現行から1%引き上げ13%とし、給料月額を一律1%程度引下げ
- (3) 国全体での少子化対策に配慮し、扶養手当のうち3人目以降の子等の支給月額を1,000円引き上げ5,500円に改定(平成19年4月1日実施)
- (4) 公民給与の比較方法を、企業規模100人以上から50人以上に見直し
- (5) 給与構造の改革
 - ・ 地域手当の支給割合の見直し、給与カーブのフラット化、管理職手当の定額化等
- (6) 少数精鋭の簡素で効率的な組織運営に向けた人材の確保と育成
 - ・ 評価制度を23区全てで遅滞なく開始、運用することが必要
 - ・ 民間での知識や経営感覚等を公務で活用するため経験者採用制度を実施
 - ・ 管理職選考制度について、受験資格年齢や能力実証方法の早急な見直しが必要
 - ・ 人物重視の観点からコンピテンシー手法による面接の本格導入

2 職員の給与に関する報告(意見)・勧告

(1) 本年の給与改定について

民間給与実態調査の内容(平成18年4月)

区 分	内 容
調査対象規模	企業規模50人以上で、かつ事業所規模50人以上の事業所
事業所数	特別区内の984民間事業所を实地調査(調査完了749事業所)

職員給与等実態調査の内容(平成18年4月)

職員数	民間従業員と比較した職員		
	職員数	平均給与	平均年齢
66,610人	30,731人	433,907円	44.5歳

公民比較方法等の見直し

比較対象企業規模	企業規模100人以上 50人以上
比較対象従業員	スタッフ職を比較対象に追加等

公民比較の結果

	民間従業員	職 員	較 差
月 例 給 平均 給 与	432,119円	433,907円	1,788円 (0.41%)

特別給 年間支給月数	4.46月	4.45月	0.01月 *改定を行わない
---------------	-------	-------	-------------------

(注)職員、民間従業員ともに本年度の新卒採用者は、含まれていない。

(2) 改定の内容

給料表

公民較差の是正のため、1級等の引下げを緩和しつつ、各級において引下げ改定
扶養手当

区 分	18年勧告	現 行
・配偶者	13,700円	14,700円
・配偶者のない第一子	(1,000円)	

地域手当の支給割合の変更に伴う配分の見直し

地域手当の支給割合の段階的引上げ(本年13%)に伴い、給料月額を1%程度引下
げ

行政職給料表(一)の初任給

区 分	給料月額	現 行
類(大卒程度)	179,200円(据置き)	179,200円
類(高卒程度)	143,000円(1,300円)	144,300円

* 類は、地域手当との合計額で現行水準を維持

配分

給 料	諸 手 当	は ね 返 り	計
4,680円 (1.07%)	3,487円 (0.80%)	595円 (0.14%)	1,788円 (0.41%)

(注1)四捨五入の関係で、内訳は合計と一致しない。

(注2)本表には、地域手当の支給割合改定に伴う配分変更を含む

(参考)改訂による平均年間給与の減少額(行政職給料表(一)適用職員)

改 定 前	改 定 後	差
約719万5千円	約716万5千円	約3万円 (0.4%)

実施時期等

給与水準引下げの改定であるため、遡及することなく、改正条例の公布日のす
る月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から実施

平成18年4月から改定の実施前日までの期間に係る公民較差相当分について、
平成19年3月に支給される期末手当の額において、所要の調整を実施

(3) 給与構造の改革

地域手当の支給割合

国等との制度上の均衡を図り、区民に理解されやすい給与制度とする趣旨から
本格導入(支給割合の段階的な引上げに合わせて、給料表水準は段階的に引き下
げ)

給与カーブのフラット化

年齢別民間賃金との均衡を図るため、中高年齢層職員の給与水準を抑制し、若年
層との世代間配分を是正

管理職手当の定額化(平成 19 年 4 月 1 日実施)

職務・職責を的確に反映できるよう定率制から定額制に移行

現行の区分を改め、より職務・職責を考慮した手当額を本年度中に提示

一般職員の勤勉手当への成績率のさらなる反映

一般職員に成績率が導入されたが、さらなる反映に向けて取り組む必要

級格付制度の廃止と行政職給料表(一)9 級等のあり方

任用上の基準のない行(一)9 級は、職務給の原則の徹底、国や他団体の職級構

成との均衡、組織の簡素化、能力・業績及び職責に応じた適切な処遇、給与水準

は特別職の報酬への配慮、等の観点から早急に改善へ向けた取組みが必要

管理職の職務・職責を的確に反映した給与水準への是正

管理職の職務の困難性や職責の重大さに応じ、処遇を改善

(4) その他

扶養手当(平成 19 年 4 月 1 日実施)

国全体で少子化対策が推進されていることに配慮し、扶養親族である子等のうち
3 人目以降に係る支給月額を 1,000 円引き上げ、二人目までと同額の 5,500 円に
改定

特殊勤務手当

各区の特殊勤務手当の適正化へ向けた取組みを評価

区民の理解と納得が得られるよう不断の検証を期待

教育職員の給与制度

区費負担小学校教育職員及び区が設置する中等教育学校教育職員に適用される

給与制度は、東京都の教育職員との均衡を考慮して、制定又は改定することが適当

3 人事制度、勤務環境の整備等に関する報告(意見)

(1) 少数精鋭の簡素で効率的な組織運営に向けた人材の確保と育成

能力・業績に基づく人事管理と評価制度

平成 19 年 1 月から給与処遇へ反映させる勤務実績の評価を 23 区全てで遅滞な
く開始、適切に運用することが必要

目標管理手法について管理職員に加えて、一般職員への導入を図っていくべき

評価結果の開示や苦情処理制度、評価者訓練の充実により、評価に対する公平
性、透明性、納得性等を高めることが必要

人材供給構造の多様化に対応した有為な人材の確保

受験者数の減少は、非常に危惧すべき状況であり、人材供給構造の多様化に対応
した人材確保策が必要

・幅広い分野から有為な人材を確保できるよう 類採用試験について能力実証方
法のあり方を検討。技術系は、専門的知識等をさらに重視する方向で検討

・民間での専門的な知識経験等を公務に活かすため、初任層及び即戦力となる中
堅層を対象に経験者採用の実施が必要

・人物重視の採用に向け、コンピテンシー面接の手法を一部導入。今後も本格的
に導入し、優れた人材をよりの確に選抜

・国、他団体や民間企業の採用スケジュールや動向を見極め、今後も他団体に先
駆けたアピール度の高い採用 P R 活動を強力に実施

組織を支える人材の安定的確保

各昇任選考における有資格者数の減少や受験率の低下は、組織力の低下が危惧される状況

- ・主任主事昇任選考の受験資格年数を引き下げ、若年層から計画的に人材の育成を図る必要
 - ・管理職選考について、職員のライフステージへの配慮、各昇任選考との関係を重視して、受験資格年齢や能力実証方法等の早急で具体的な見直しが必要
- 時代の変化に応じた人材育成計画
- ・能力・業績及び職責に基づく人事・給与制度への転換に対応して、人材育成計画のさらなる充実が必要

(2) 勤務環境の整備について

- ・少子化への対応として、職業生活と家庭生活の両立に向けた環境整備が重要
- ・総実勤務時間の短縮に向け不断の取組みが必要
- ・心の健康づくり対策として一部の区において基本的な計画の策定が行われたが、引き続き衛生委員会の活用等、心の健康づくり対策の実施が必要
- ・休息时间・休憩時間について、国や民間の状況を踏まえた検討が必要
- ・人事院が意見の申し出を行った自己啓発等休業制度については、その趣旨や区の実情を踏まえつつ検討

(3) 公務員倫理

公務運営に著しい支障をきたすような場合には、分限制度の趣旨に則り、制度の適正な運用が必要

勤務条件に関する措置の要求の状況(18年度)

前年度からの 継続件数 A	18年度 要求件数 B	完結件数 C	翌年度継続件数 A+B-C	備 考
0	1	0	1	

不利益処分に関する不服申立ての状況(18年度)

前年度からの 継続件数 A	18年度 申立て件数 B	完結件数 C	翌年度継続件数 A+B-C	備 考
3	0	0	3	

問合せ先
総務部職員課人事係
5 6 6 2 - 1 0 0 2